

河海抄 第一

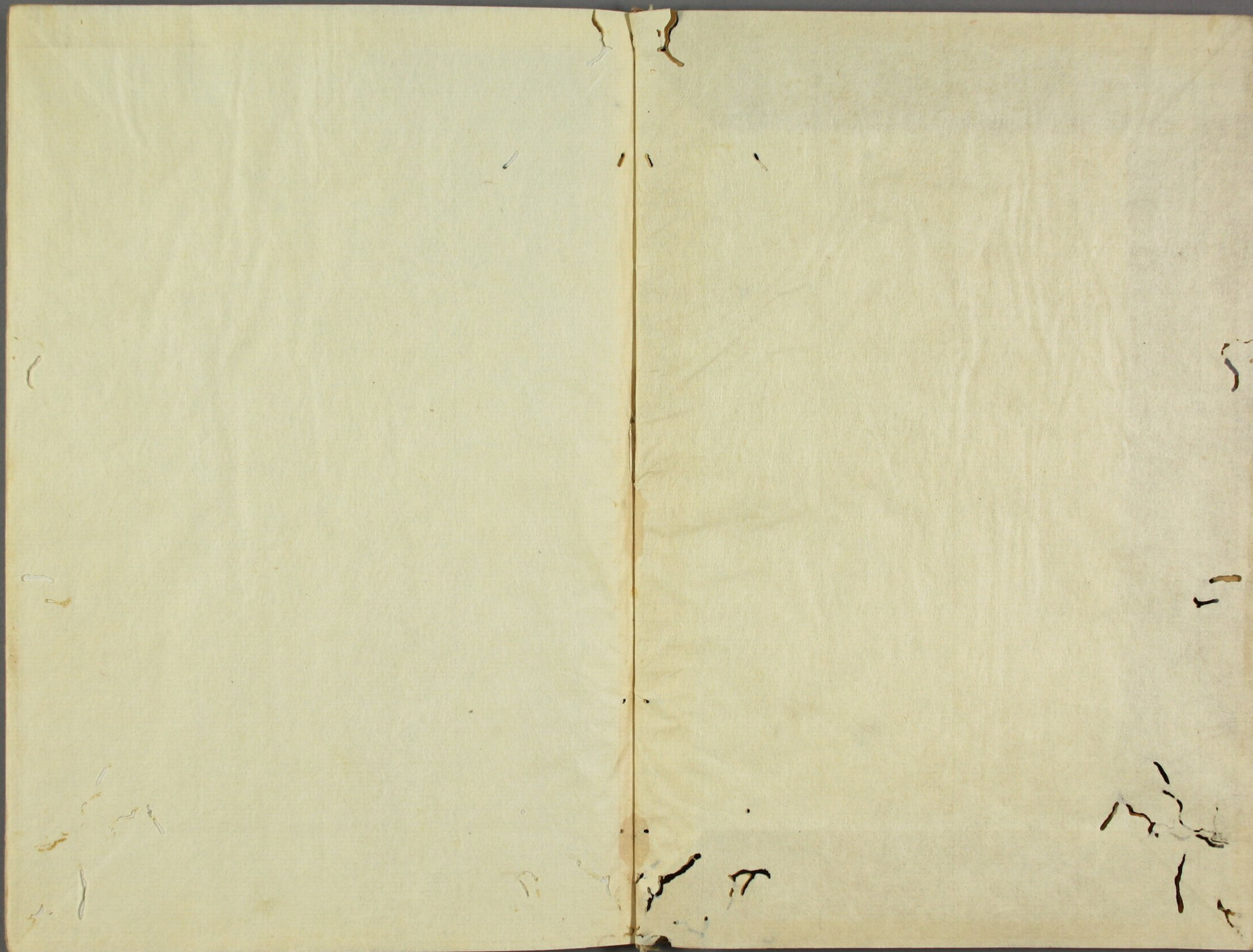
濠標卷上 遊生 関屋

繪合卷十二

松風卷十二

荷心云卷十二





河海抄卷第七

第十一漂標

卷名

正六位上物語博士源惟良撰

身ヲツクシコフルニシニ爰ニテモ  
メクリアマヒケルエニハフカシナ

河海抄

廣江

さや

清之伶亮

明之其音鏗鏘

日本記琴 今ノサマカハサタカト云心ニヤト

タト同響之物ノ音ノユラメキナル之亦明ノ字モ有其謂欵分明ニ見給ニ

夢之 古語拾遺ニアサヤケトハ竹葉声成ト云リ旧事本記等阿

那伉夜劫 桐壺帝ノ御事ニ院御門有聊義有欵上古雖

無即位之義追号不可勝計中古寛仁小一條院ナトモ如然漢昏

号太公大上皇註云師古曰天子之父號曰皇不豫治國故不言帝

也云 帝御門訓有尊号云共不治國帝位上給ヲハ御門ト申間敷

ニヤ是帝位ニ付給ヘル院ニテ御座故ニ御門字ヲ奉副欵朱雀院ヲモ

山ノ御門申冷泉院モ同シ六條院ヲハ院ノ御門ト号各別之義欵

汴子月には八かゝる也 十月寒風 日本記明石卷十月御入講同時也

わろ心ろくろくいさげさきまに

稚ニイハケナシ

幼 イハケナシ

せの人をのひあくらまきこに

毎愛ウレシキトハ眞實ニカサラス  
ヨロコフ心欵

たふしつゝいふのつゝ多んぶくのこころも十一小知所(本修

なかに月のちよひのふゆつゝまはる 讓国ニ

ぼうよひをきやうでむのこゝろたまひぬ 承香殿

源氏の大納言内大臣にたりたりぬの教をりてくろくはありたり

藤原朝臣鎌子始任内大臣此時位左右大臣上去孝德天皇元年鎌子始任内臣其時毎大字

其後此官久絶至光仁御宇藤原良繼更名等任之始次左右大

臣之下令外官之左右大臣每關依テ内大臣ニ成給也數定テ

今内大臣令外官ナレハ云ニ

こころげきそく 繁務職ニ

ちぢのねもく 攝政ノ後(きよ) 致仕大臣執政東三條関白例欽攝政

異朝唐堯時拳舜為攝政殷湯以伊尹為阿衡周成王幼而即位叔

父周公且攝政漢昭帝亦幼而即位博陸侯霍光奉武帝遺詔

攝政如周公故事然乃以周公且霍光為監觴也関白者漢宣

帝立霍光猶攝政非幼主之故霍光還政宣帝猶重其人今関

白万機関白号自此而始云々本朝仲哀天皇崩後皇后攝政平三

韓而歸筑紫誕生皇太子云々在襁褓皇后猶攝政遂臨天下六十

餘年雖同正帝奉稱攝政其内履中天皇二年以平郡竹内宿祢

為攝政清和天皇幼而即位外舅太政大臣後一位藤原朝臣良房建

奉文德遺詔而攝政貞觀八年八月十九日始蒙攝政宣旨去天安二年十月七日

始行内外庶事是以人臣為攝政之初也爾降彼一門為執柄之臣関白陽成天皇元慶四年十一月八日詔右大臣正二位藤原

朝臣基経昭宣始為関白元攝政是亦関白元始也亦景行天皇五

十一年八月以武内宿祢為棟梁臣每攝政号履中天皇二年始置執

事四人類欽執政 譽田天皇代平郡木免宿祢為執政

人の心めとけぬせの中まづいぬたりハうき山と海絶する人

漢高祖欲易太子易太子呂后計曰顧有所止不能致者天下者四人四人者年老矣

為君使辨士固請宜乘於是呂后奉太子各迎此四人四人至高祖置酒太子

侍四人從太子年皆八十有餘鬢眉皓白衣冠甚偉上恠之問曰彼

何為者四人前對各言其姓名曰東園公角里先生綺里季夏黃

公上乃驚曰羽翼已成難動矣凡此外漢家其例多也  
天智天皇十年

正月以大友皇子始為太政大臣寶治元年改執政官為大政官忠  
仁公貞親八年八月十九日始蒙攝政詔六十三此例歟

大敷の弟ら 當時攝關之父為前官以蒙内覽宣上自時稱大  
殿而今太政大臣其身攝政子息權中納言也号大殿之條不審然而  
是唯オホイトノ同心ニ云ル歟

宰相中將權中納言にあり 持統天皇御宇始置中納言藤

原朝廷大宝元年止之為散位慶雲二年四月以粟田真人高向  
朝臣磨呂阿陪宿祢磨呂更為中納言天平勝室八年四月以藤原  
永手始為權中納言此後貞數定長和四年二月始置人源經房  
如任權中納言

二条院のひんぐらう 二条院のひんぐらう 便之 後日本記ニ資之上曰  
昔東院七條后滿子御在所ヨリテ西宮在所朱雀院之西成時人西宮へ  
奈ルナトイヒツケルヨリヤカテ稱号トナルト云

十六日にあんな女まてたいふものありと 皇女禎子 三條院皇女  
子御堂女陽明門 長和二年七月十六日降誕即日被奉御叙贈皇太后  
御母中宮姉姪  
宮藤原胤子 内大臣高藤女母交野 明石中宮光源氏女母明石入道女  
大炊弥益女擬此事歟

あびら屋 アハラナルイタシキに見伊勢物語  
本ノ傍

五月十日 強顔之ツレナシレノ字ヲ畧メ而云之  
片巻ニ

海松之和名ニミルノ名ニ云  
ウミツツカナ今日ハ子ノ日カアミナラハ 一説ニ荒磯之岩ニ生イタル海藻ノ松ノ葉ノヤウ物ニ  
波ノ底ニ有レハ時ゾトモナキトイヘルニ

玉モサヘヤアミハカツカヌ 玉モサヘヤアミハカツカヌ  
ナノミシテアフリナミノシケキニ  
イツカ玉モサアミモカツカム  
ナニセニツタノミルメヲタノムケム  
オキノ玉モヲカツク身ニシテ

古メキニ或云子メキ歟亦オサナキヤウナルコノ歟云  
泉師之見日本記 亦勇猛之武ニ

こめき 泉師之見日本記 亦勇猛之武ニ

いとたけく

わすれしとらふふひとらふとらふのふを

若之有古奇欲可尋但此

物語之中唯哀成事ヲ哀ト詠給ト云事有多松風卷ニモ有之

うらむしやうをらふとらふとらふのふ

ニクノイ浦ヨリヲチニコク舟ノ  
ワレヲハヨリニヘタテツルカナ

そらふあめそこたの免きとらひをりのこと

須磨卷ニキメクリツ井ニスムヘキ月影ノトアリシ奇ノコト

このおとどけはこのおほい昔の志げいゝやありあはれがなすかみらふ

おりのまをばちるごりののさふ

淑景舎、桐壺、以上東  
昭陽舎、梨壺

へそきさいのふ位を改るべきあねをちとらふにさすぬふ

本朝太上天皇自持統天皇始女帝之東三條院延喜以後ノ例ナレハ

今ノ薄雲ノ女院之尊号ハ持統天皇之為例歟 東三條院正曆二

年七月一日院号 依為国母ニ續日本記云延曆九年閏三月丙子皇后

崩甲申奉謚曰天之高藤廣宗照姫之尊雖為崩後皇后尊

號准據也封戸負數

太上天皇二千戸 三公各千五百戸 東宮千五百戸 一品親王六百戸

二品親王四百五十戸 三品親王三百戸 四品親王二百五十戸 每品親王百五十戸

三

入道不限男女佛法之道入人之名ニ因融院后藤原遵子二條関白  
頼通也

天祿四年五月九日御出家号入道宮

おひこ

院司判官代  
武者所

廳召次所 御隨身 仕所 別納所 御服所 進物所 所歟

よの中のことたがうてはほきおとけはほきのほきあ

執政臣二人例 寛平九年七月三日權太納言兼左近大将藤原時平

權大納言右近大将菅家 先帝詔云少主未長間一日万機之政權

大納言藤原朝臣菅原朝臣可奏所請之上事延喜十五年十二月

五日大納言源昇 藤原道明

以上宣云可奏辯官  
雜文書

たりのき神だうとも 紕之嚴重ニ或本ニイツクニキトアリ同心

くく人こびつ

十列也

はかろのふくまうけうあひのさうゆげいふありて

齋院御襖ニ一頁ツトメタリシ人葵カザシソノカミト詠ニコトニ左衛門權佐  
成久

かゝのおもひのいほまひびくわふぶいんをたまりあ

河原九大臣融賜童隨身事所見未勘出 中右記云御堂入道殿

今賜童隨身九條殿例云々 今案ニ御堂閨白長徳三  
年給童隨身六人云々  
あふらの沙りへ 神武十年戊午春二月皇師遂東舳艦相接方到  
難波之崎會有奔潮太急因以名浪速国亦曰浪花今謂難波記  
也

ほろいの波りや沙波一とく  
御舟コカント兼テシリセハ 按津四ノ長柄(行)ラズナテ  
ワニスレハ今ハタオナニナニ  
ミツククシテモアハトク思  
身ヲツクニ 国史云難波

江ニ始立漂標之由見エタリ其所ヲ身ヲツクニト云ト見土佐記

万葉ニ水忍衝石書水尾共書之亦ミツトハ滅之滲瀝ニ水魚形ニ身ヲツクニトハ  
江海ノ深キ所ニ木ヲ立テ是ヲミツトシラスハ其ヲ見テ舟ヲ上セ下スナリ

はつらぐりききもあや  
旅店筆硯之由敬職事ナトハ  
硯紙ヲ隨身スレハ是モ其体歟

たみのたまよみきぎつとつ  
難波浮塩満クラシアニ衣  
田蓑ノ島ニ田霍ナキワタル

露けされ昔ふ似る蓑衣田蓑のを山まふふはくして  
アメヨリ田蓑島今行ハ  
名ニハヤクシヌモノニ有ル

ありびごもの 遊女ニ  
あまこぎとるれ 本ノ終

六条の河あつとや城

六条京極宮林所旧屋ニ  
清息

まやびりふとく

媚ニ閑麗ニ閑暇ニ文選 遊仙窟 脛腠  
ナニイフツ昔井中トイハレケレ  
イニハ宮美濃ソナハリニケリ

ひらやうふ

潜字ニ

空々々のかこれくもぬりまに

薄縹色紙ニ

にびとろり

鈍色ニ

二葉まふをにやだちうひて  
例ありきまある城

日融院御時赤宮下り侍臈ニ母之裔宮諸共ニ鈴鹿山ヲ越ルトテ

有宮女御 世ニテハニタモニエテリス、カ山 此物語桐壺帝ヲ延喜ニ準ル故ニ

是ハ日融院後代之事ナレハ每例云ルニ去今古之准扱每事者一

事モ無キニ委細ニ賢木卷ニ載タリ

漂標 并一 蓬生

此卷中每蓬生之詞惣常陸宮旧跡蓬競簷而生昇見たり奇モ

シケキヨモキノモトノ心ヲト詠之蓬生同事之蓬生事杜詩云

蓬生非無根 漂蕩随高風 天寒落万里 不復歸本取

客子念故宅 三年門巷空 此詩心詞自相通乎

リはるもほほわび多し ころもさし 竹の子れものうさや

くわをささるるかりのほよそいやも 今更ニオヒイツフニ竹ノ子ノ

カリノヨソニ旅ノ装束ニカリツメノ心ニ ウキフシケキ世トハシラヌヤ

にはほほの星のひかりだたしいのみに移るる比して

七夕祭ニ盃ニ水ヲ入庭上ニ置星御影ヲ移シテ見事ニ云案之源

氏ヲ太空ニ粧テ其終成情ヲ蓬生ノ君ノ待得タニ譬タニ盃水

あててのせうくさるるだれし 敢ニ或能ニ亦吉ニ

ふりつてえおきこえおき うちハヘテニ

いごまつこのすこかよおてうとやうくけがらきあまふくろふ

こたまたまやいづあれ

いぞうどたいたこだひよあれさ

ろこおのいよのつひのことこて

かろくあき人の家のかぶらあさん宗廟之器不彌於市見礼記

だんドのあ 山科禪師之御子御座伊勢物語

きほろいこいあはは 僧都僧正之キハハキスクニテトアル同心

むぐらあひんぐの清門をさくらあたるがたのそとれど

八重津シテ門サセリテヘノ奇ノ心ナリ

いふちあわげまうさのころあふそ 總角之州毛詩憶汝

總角時東坡詩 總角童名ニミツラヒタルオサナキホトニ牧童之由ニ

能因奇枕云冠者ニ或ハ小童名ニ云ニ有秘説

たふりたあはきよ 鬢 光木切

このあかひあまの物はあすす 不要物ニ云ニ無要之事ニ

のあやあなれ 野等ニ藪ニ 里ハアレテ人ハフリニ宿ナレヤ

奥義抄ニ云ノラ野ニ万葉ニハ草ノ字ヲノフトヨメリ



かゝるりももやのこころくやひめ 唐守頼射刀自焚燹姫物語の  
まゝさぐり物こりし給

うらりもくんやぐいものへのみちのくまがこ 紙屋紙の陸奥國紙の

檀紙の從陸奥國檀紙瀧始の檀ハニユミノ木ニ万葉ニ陸奥國之ニ

ユミノ紙ト有紙屋川北野平野ノ中ヲ南へ流川之仁和寺川共号

云此所而紙瀧初ケル

りよりいまいりし母院をうせ給ふごとく 葵卷ニ下給ニ齋院欽

ふすまの紙くまき津なだにて ナラナラニキケスニキ心欽ナラ共云モ

やぶむらじう屋敷ふいそを大物敷を 菽原の源氏還任大將事

不見但兒女房ナト日比ノゴトク申ツケタルヨシ欽

多んどうけひくま 怨ウケヒハノロロニキ詞之咒咀之日本記ニハ

哲言字ヲウケヒト讀之哲言言之義ニ

を多いばるまよあひ流らんこ 岩ソクタルヒノ上ノサハチヒノ

きゝあまひこのためなるれらかそんを 世中ハ昔ヨリマハウカリケム

世のつきは時ちりくぬら流たづめる 我身ヒトツノタメニナレルカ

世ノウキ目ニエヌ山路ハイラニハ 思フ人コソホタシナリケル

三吉野ノ山ノアチタニ宿モカナ 世ノウキ時ノカクニ家ニセム

山人のあつこのこひと流たづめるにいとあそぬとそんを 本ノ終

みまぬれまにいこむらつむらつあくらりまにがめすつあつ

の殿ハ古院の流まこ此流ハかう 此時分明石卷之冬ニ被卷ニ可行御

ハ講先有急給漂標卷ニ神毎月ニ御八講仕給云々今詞亦以同之三

卷共同時之亦源氏任大臣明年二月也此卷禪師之君之詞ニモ權大

納言殿之御八講ト云リ是横并之義也抑此并之次亦有異說欽定

家卿本源光行本ニ并一蓬生并二関屋之伊行本ニ関屋ヲ一ニ立タリ

其時代前後仕ル関屋卷ハ源氏歸京之次年常陸介上洛仕ケル

道ニテ源氏石山詣ニ奉逢者也

いけのにこま 五濁也 劫見一煩惱 法華疏曰劫濁每別躰但

約四濁立此假名煩惱濁指四鈍使為躰見濁指五利使為躰命濁

指連持色心為躰記云准悲華經八万至三万亦未有濁至三万

歳為五濁始云

かゝるとわけたるあこむむあれまのこちとたどる

蔣詡 字元卿 舍中竹下開三徑文選云三徑就荒陶淵明三徑門行

道井行道厠行道之是如何成家ニモ有道ニ

かちちあぢごうはいたふついえふれど 煩費歎

身衣 日本記君カミケシトアリ

おがはぐれおちたふけるをぬ集てうづにきつるが九天金神

キヌノタケ昔ハ八尺或九尺云云仍髪曼モ其長ニシケル歎キヌノカサナリモ

二十五重トアリ今代ニ畧シタルモノ

ひうのくのえかう 薰衣香之親行云為家卿被申シハ源氏物語

ニクシエカウトノ井物ノ袋為殊難義歎全分不覚悟云云薰衣香ハ

黒方之一名共云リ亦ハ薰物之惣名ニ云 然而各別之方在之

こまののねをさうこも 蓬生君乳母之事ニハ乳母之通稱

歎

まうやうたててもやまぐりそのものむの神もうけてちうてむ

玉鬘トハ打任テハ女ノ笄ノ玉ヲ云ニ亦髪曼ヲモ云ニヤ玉ハホタタル心ニ或

男ノ纓ヲモ云由見後撰 伊勢集ニモノヘユク人ニカツラマルトテ

ケツリコシ心モ有テ玉カツラ 田舎へ行人ニカツラトラスルトテ 君カクメナラシモ此度ノ

手向ノ神トナルツウレシキ 手向ノ神トナルツウレシキ

手向ノ神ハ道祖神ノ事ニ羈旅之人ニ被以下ノ物ヲ饋ル此神之為

手向ニ是途中之祈禱ニ昔黄帝四十餘之子ノ中ニ最末ノ子旅行

ノ躰ヲ好テ敢不置宮中ニ云ニ遂ニ羈遊之道ニテ死ス其時誓言

曰吾為神行客可守云々昔名号遊子其灵終神成道祖神是

ニ此故ニ旅人餞送之所ヲ祖席トモ云世俗ニサヘノ神氏亦手向ノ

神氏号ニ花間祖席離人醉水上帰帆落日行 元稹道神和名楊

唐韻云楊音楊漢語抄云多無介乃賀義論語季氏旅於泰山

註 旅祭名也云々聊今心ニ通歎如何

わびほしを 倅ニ 漢語抄 慘悚日

ここのやまといひやむくちのちのち

よるもちやまがむききさちやのうらふ

皮履にわづらひにいこい

あまこらぬまきいげくもゆの標本越さるる松小春暎掛て月

君カ行コシノ白山シラ子トモ 塵積タルナリ

ユキノミクハトハタツまム 珍キニハ付詞ニコトナシトモイフニ

かげよりちあひまゝなるゆゑつゞきとてごとく

人モナキ宿ニ句ハル藤ノハナ  
風ニノニコソナヒクヘラナレ

後  
あきんばこつう映

終日ニフル春雨ヤイニシヘラ  
コフル袂ノシツクナルラン

前  
ひるぬのさよ

宰予晝寢見論語

いささのさあやとのさちつてりいっへん

帝王畧論云梁孝元皇帝博極羣書才辨冠世不好声色篤信立  
行多忌諱庭草無妄令鞭去之江陵既陷王僧辨等立才九子  
為敬帝太平二年禪位于陳封江陰王或說八代記云梁武帝馬鞭以  
露ヲ拂ヒタルコトアリト云ニ可勘春秋獻馬梳及馬鞭見日本記

みうさけつぬまれり

心カラ花ノシツクニソホチツ、云

いたうそほちぬめり

無徳唐カ  
納諸香辛櫃ニ

いさむこくある

ううのはかひは

いひにたぶつこもわづよる

のたまひとて

スヘラカシテナリ

いさうへいあねをねのあまぬさる

ヒキウヘシ人ハムヘコソオイニケレ  
ミツノ木タカクナリニケルカナ

いさあつれよあつれし

思キヤヒナノワカレニオトロヘテ  
アノハタキイサリセントハ

いさあつれよあつれし

古人尺一同顔叔子事之云々定家郷本ニ塔コホキタルトアリ或亦堂下書

タル本モ有之奥入云顔叔子ト云人夫他行之程其夫為疑塔壁ヲコホキテ終

夜燈明而居タルト云云毛詩曰昔者顔叔子独处于室隣之釐婦

又独处於室夜暴風雨至而室壞婦人趨而至顔叔子顔叔子納之而使

執燭放乎且而蒸盡搗屋而繼之自以為避嫌不審矣若其審者宜

如魯人然魯人有男子独处室者隣之釐婦亦独处室夜暴風雨

至而室壞婦人趨而託之男子閉戸而不納婦人自処与之言子何為不

納我乎男子曰吾聞也男女不六十不同居今子幼吾亦幼不可以納子婦

人曰子何不如柎下惠然娠不逮門之女國人不稱其乱云云男子曰柎下惠

固可吾固不可吾將以吾之不可学柎下惠之可孔子曰欲学柎下惠者

未有似於是也卷伯篇此事毛詩史記以下共以為室欽堂ト云事如何

或云堂佛閣人家通欽佛閣堂人家室之聲各別ニ塔一向佛菩薩之

住処之非室義矣若今物語堂字室字書誤歟夷魯之疑之亦曰  
注文選有所見云未勘或說桂中納言物語云モアリ源氏物語  
以後物之彼云宮貧家之女号小太補机丁ノカタヒラキヌニヒテキル  
コトアリ若此事歟丁コホツトハ破義也云

賀茂祭奇院御禊之

ハタイタナトノ一歟

ナイガシロニナラザリノ心ニ

尋常ニタニアラヌト云心歟

キホヒトハ我サキニチリアヒタルト云ニ

ハレハレシカラヌ心ニ

本ノ俣

シメユフアタリト云ニ

今すまうとんずがぶりをせまはるがれども  
ちくさ志めのやどとて  
せんざいのをこゆを涼う志あ  
むもれいさきまて

是以後ハ物語ノ  
家省畧ニタル詞ニ

漂標

并二 関屋

関屋ヨリサトクツレイテタルタヒスカタトモトアル詞ニ

披篋本をいぶかりまよけり

空蟬之事ハ篋本ノ心モシラテト有之事ニ  
イサナフハ誘ニ引率ニ

つたへきこゆべきよすうがたふかくほくもねの山吹吹紙用也

筑波根ノ峯ヨリ落ルミナリ川  
コヒソツモリテ淵トナリケル

奥入云此哥不叶此事猶可勘ニ

系よ帰任後て又のこし乃秋ぞひくちハとク此卷蓬生次成事見此記

石山寺 聖武天皇御宇  
金鷲仙人建立云 舊記曰聖武天皇師僧

正朗弁者先生震旦修行者也為求法向舍衛國欲渡流沙依每功  
錢數月逗留天皇者先生流沙船師之不願切錢濟渡修行僧既畢  
余時件修行僧為酬因極之恩可生將來國王之由致誠祈誓以其念  
力生日本國王也然而今生樂盡可受苦因也朗弁奏云建立大伽藍  
可為後世資糧天皇依教喻建立東大寺奉鑄大佛依每沙金晝夜  
大息之間夢中有人奏云水邊建立伽藍祈請砂金出来歟者夢  
驚令求勝地建立觀音像不經幾月下野國初貢砂金今之石寺  
是也

阪あはる山越給ぬとて

昔こそさすあへど

せき山はる行りわて

くらまどぞかきわろと

るいひろく

くさくのあはるのつぎぐさきいそ色ニ襖持襖ニ紐ニのくらとぞめのさほ結漆様

くさの清心むくひまきいしとてほり客ヲ送迎ニ方閑ヲ限トス異朝例ニ

行と来トセキ越テ粟津ノ森ノアハストモ清水ニ見エシカケヲスルナ

行ト来ト

おをのせうとけて

わくくはにひあめははれを程うし解ニをほあしぬうと

ワクラハ邂逅ニニホナラヌウミハ湖海也

常陸合坂閑守ニ添テ云ルニ

此物語之中三人之少サヤカナル女ヲソヒクトシテト

云リ是モ物ハシカハシクテ身ノスヘラルト云心歎

のうをくたまりぬもがふ

かさけつれど

あいのさうとねやあんそて

サカシラニ夏ハ人ニ子孫ノ業ノ

サマク霜夜ヲ我ヒトリヌル

河海抄第八

第十二

繪合 前齋宮女御与弘徽殿女御有繪合之興被後号之

為齋宮後光仁天皇納為后 光仁天皇女酒人内親王寶龜三

年為齋宮後桓武天皇納之有寵 桓武天皇女朝原内親王延

曆三年為齋宮後平城天皇納之無寵 朱雀院御時徽子女

王 重明親女王 天慶元年為齋宮後天曆朝為女御

唯いといくらちちく

いづれおみだりれとこかうこのとことも

櫛箱 巾箱 香壺箱

アハタ山ユエト思ヘトモ

猶アフサカハルケカリケリ

アツサ弓春ノ山ヘヲユクハ

道モサリサハス花ソチリケル

セキ山ノ峯ノ杉村スキ行ト

アフミハナヲソハルケカリケル

カケハツス歎

類廣也

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

解ニ

進恐ニ見日本記

秋ノ野ニ行テミルヘキ花ノイロヲ

タカサカシラニヲリテキツラム

アカザリニ袖ノ中ニマ入ニケム

我タニ井ノナキ心チヌル

ウハベニ情有由ヲツクルニ

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

進恐ニ見日本記

香壺箱事註付葵卷部平水原抄云可然所之御厨子式或調度也諸香被納申此壺身高三寸五分廣九寸七分長同云

くさくさの湯たきおもくんえかうまじきまらに 雜クサク

師説云ニタナキトハ未無也亦トハ不可讀云云案之亦每モ有何事哉  
每種類心欽水原抄云クサクサノ薰物トハ沉丁子等一種宛ニテ香合ヲ  
セヌ名欽百歩外トハ百歩指欽一步六尺見論語也然百歩六十丈之  
案之クサクサトハ種々之薰物之合香方ニ梅花荷葉菊花落葉黒芳  
侍役供養香薰衣香補闕方百和香ナトテ有數多方亦百歩  
方外承和百歩方之心之件方云瓷中盛埋經三七日用取燒百歩外聞  
香云々梅枝卷有之

うぐののわのむぐに コロバ心葉ノカ子ニテ梅ノ枝ヲ造タルニ著忌時  
冠指也女房調度在之一説云組之惣名也或綬共唇ニ權記云長和  
二年十月九日今日新皇女御百日之實經所課籠物二捧其一枝籠蘓  
芳色納柘榴付菊枝以蘓芳村濃組結之其一枝青色納松子付松  
枝以青村濃組結之并以象服薄物等漆表裏色為折立亦有銀心

葉置之銀折敷各一枚云結ヒフクロヲマルトテ

浅カラヌ契ムスル心ハ、手向ノ神ソレルハアリケル

別語にうへへをぐんかごにしてとらけき中と神やいさあし

齋宮下向之時之別櫛之事

コヒシクハキテモトヘカシキハヤフル神ノイサマルミチナラナクニ

こばり

時見日本記ニハシハカリ

いとけあくるりますめらに幼ミイトケナシ同心ニオサナキ心

すまのさいしやうば 参議兼修理太夫ノ櫛常主在原友于此例ニ

おほいしづかまうと 寵ニカシク心ニ或説云勞ニイタル心ニ或本ニハシハカリ

あえらるるふ 物ヨハキヤウナル心欽

あさくらあさくらとみあまの 不浅墓ニ

いまけたる清けうらまのい 是モイハケナク同心ニ

あやうらまのい 本ノ終

いといたうひめて 意見ニ見日本記

こだいの湯急ぎものゆるまのいせんときりしめて 秘ニメカ詞字ニ

被為進繪之奏字不審可尋之案之被奉内裏繪之詞云強カクシテ

心安ク御覧せさせスナヤニシキユルイトメサニシヤ古代之御記共ノ侍ルニイセ  
ニト奏シ給テトアリ奏字不可有不審

長服交王昭君なる少やうある事ハおとろけの教ある事ニこのいふ  
けないたてまつると 楊貴妃馬嵬被失王昭君夷狄婚共ニ其憚

可有ト也

かのたびの淨日記のいふはらうといひてさせ給て 須磨明石之日記菅家

宰府間事令記置給云ニ亦後集モ彼時之御作之此例歟

むめつほの御い 齋宮女御ニ

ふみくさいうとくごもて有職ニ 此典侍以下非花族然以前卷ニ  
此有職モ是ニ同有族也

まじり物御のいふはらうの御いニは保の後景を合せていふ

竹取翁 古物語ニ  
不知作者 宇津保物語 源順作有疑  
廿二帖 右方勝詞云左無其断

云云

いねずころねいひつ時ニヤクしたるも 神異經曰南方有火山長三

十里昼夜火風雨不滅火中有鼠重百斤毛長三尺可為布若

淨火以燒之即号淨火浣布ニ十洲記曰大林有獸如鼠毛長三四寸

取之以為布名火浣布有垢汗以火燒布良久出振之白如雪ニ

李嶠布詩云曝泉非桂鶴浣火有炎光是

ゑハニセのめつこハ紀あるニカキリ 巨勢相覧ニ一説云巨勢金岡

相覧同人ニ云但如高名録者相覧者猶先代人ニ金岡仁明天皇

御代人ニ承和四年九月五日書御所繪ニ紀貫之小野道風共以

能書之 見惟宗直  
本勘文

かんやがにのさびいし 紙屋人始色紙漉出 云カラキハ唐綺ニ  
カノウスモナリ

うぐいんぐき活尻はたばしきまぬ國よふるたけ カト

宇津保物語俊景賢キ者ニテモロコシヘワタサルニ惡風ニアヒテ波斯国へ行

又梅檀木下琴ヲ彈而遊所ニ至テ琴ヲ習ヒ極テケリ不成時霜雪

降ラセ動天地日本ニ歸テ名ヲ上タルコトニ

こさあつ玉のぢくあつ 有五色玉黃玉勿論也

ゑハつみのさハそ風をれハ左衛門少志飛鳥部常則天曆比之繪師

也云 木工頭小野道風 正四位下參議峯守  
孫太宰大貳葛絃男

伊勢物語よと三位をあらわして

伊勢物語業平朝臣作者説云  
止三位古物語名之上正欽本性モ本上ト昏之

去來の大君のたつさ 上三位物語之事に大君トハ王氏ノ女ニ云

後拾遺作者ニモ小大君トテアリ 重明親王女ニ

さいみ中納 在原業平朝臣四品阿保親王才五男之仍号在立中將ニ

母伊豆内親王之從四位下右近衛權中將兼美濃權守元慶四年五

月廿八日辛酉卒 年五十六見 三代實錄 國史曰躰白閑麗放縱不拘畧每才学

善作和哥

去にうりゆいづもごと 本ノ終

沙あよ〜〜〜ちもけさ〜めんこ 古來物合勝負常例ニ

朱雀院寛平菊合 永承六年内裏根合都芳門院前裁合

寛子皇后宮扇合 上東門院菊合 正子内親王繪合等ニ後拾遺

集正子内親王繪合仕侍ケルニカ子ノ草子ニ書テ侍ケル

見渡ハ浪ノシカラニカケニケリ 知花咲ル玉川ノ里

但同時之哥歎為之如何

ふ〜〜〜あけて 深窓ニ秘藏心ニ

定表出づ〜〜この心か〜せつらに〜家評世の〜もか〜せつら〜

よさい〜の〜し日のぞ〜〜〜

以桐壺帝擬延喜帝王事已分明ニ不及異論ニ

かくべきやう〜〜〜にほせら〜〜〜とちが〜〜〜

公茂繪師ニ在 高名録 采女正巨勢金岡孫公忠子也

多んよ〜〜〜の〜おに〜おんバの〜〜

此心葉ハ若シクリカタニ櫻ヲ造タル歎如何

い〜の〜の〜紙い〜〜〜 取金釵鈿合各折其半

授使者曰為戒謝太皇皇謹献是物尋舊好 見長恨哥

〜の〜の紙又〜〜 縹唐紙也

院の清急ハ〜〜の〜〜〜 弘徽殿女御ニ母二條太政大臣四君成從太后被轉進歎

女房の〜〜〜い〜〜〜〜〜

人〜〜〜〜の〜の〜の〜〜〜

女房之侍臺盤所ニ 天徳四年内裏哥合西宮記云其茂西廂皆

懸新御簾 仁壽殿ニ 才五間 渡殿同 立御倚子 臺盤取 南方立御几帳立

置物御机 在御座南 南才四間垂御簾為左方女房坐 矣北二間為右方





何モ才之本タル歟

才之道を基とするを才の道と云ふなり

遊仙窟云圍碁出於智慧

ふりまゝに遊んでみるにゆゑに才の道なり

わんの清き水とてみこころは白く濁るは才の道なり

たまたまの才はけんたの才をばさる物なり

琴ひくは才なりと云ふは才の道なり

をあんつぎくは才なりと云ふは才の道なり

才の道にいでよと云ふは才の道なり

まのさるまのさる

信大臣嵯峨才源氏傳云大臣好讀各兼善草隸亦工高益丹青玄

妙大上天皇親自效習以吹笛鼓琴彈琵琶之伎思之所涉究其微

ふむのつらき才の道なり

物合後御遊事 召堪能公卿并殿上人等令藏人置御遊具天德地下召人相交之由見御記兼曆永承其

根合之時主上令吹御笛給

ろくごとのちの清き水なりと云ふは才の道なり

天徳大臣夏装束一襲大納言白合御衣一重参議白草重御衣

自餘足縮上東門院菊合時人人賜御衣之由見假名記

彼うをくのものに白合衣と云ふは才の道なり

或本ニ中宮サフラフトキコエサセ有給理不可然彼取磨明石巻中

宮ニミイラセヲカロト源氏被仰タル也

け清けよりとす忍の人いひては才の道なり

天下明徳皆自虞舜始 史記才一見五帝本紀 例始自聖代云

才のためは才の道なり

けぬる人のちがくは才の道なり

而出成佛正覚 史記曰大名之下久不居

危財多命短功成名遂而身退者天之道也

風必摧之行高於人必非之運命論 杜詩云 自謂頗挺出

立登要路津 致君堯舜上 再使風俗淳 此意竟蕭條

行歌非隱倫

大友皇子 天智天皇十年正月任太政大臣干時廿五歲天智天皇元年  
五月生事被誅廿六

東三條左大臣兼和七年八月七日任右大臣歲廿九  
齋衡元年六月十三日  
薨四十五于時左大臣大將此等例欵 六條院三十二歲欵

第十三

松風

身ヲカヘテヒトリカヘル古郷ニ  
キニシニニタル松凡ソフク

ころやうわつてきんてんはあづげゆるす

寢殿。妻室之居所之源氏

未益其仁仍去様有テフタケスト有欵 礼記曰聘則為妻奔則為妾  
註曰聘問之妻之言齊也以礼見問則得与夫敵體也云聘以礼迎也奔無媒心也野合之  
得接見於君子不得与夫敵體也云聘以礼迎也奔無媒心也野合之  
妾也去紫上猶妾之妾欵仍寢殿居ヲサル欵

このわらぎこのしつわめてふせよ

カサセ厄老モカクレヌ春ハ  
ハナノガモテモフセツヘラナル  
十六

ひりし母ぎこの清衣ほち中務のころこゆかしがアヤしけり

川のわたりよむりも山里もろくや 前中書王 兼明事欵号小倉宮

菟裘衣賦序云余龜山下聊ト幽居欲辞官休身欲終老於此逮草堂

之漸成為執政者被陷矣君昏臣諛無處于愬

さるべき物いあけささむ 上渡之田舎ヨリノホセリタサント云心欵

あやしきのをばふりてゆまばあをやはぞ 野等ニ 藪ニ  
かのこのしつわめてふせよ 下屋ニ 雑舎ニ

カタカクルト其人ニツカフル心ニ或ハ肩ヲ休ル共云ニ世俗ニ肩ヲ入ルト云欵

文選云息肩於漢攸戴高祖云此心ニ

見さうのたさけちるど云こものいたづらあまゆらば民知のたまふ

たまわつて 民部大輔伊行事欵兼明親王二男 後四位上春宮學士  
民部大輔ニ

たくしののみぞんぬ 産ニ

ひげちちつあふまふらむをさるうちあつらふさといひ

強顔ニクニ成ニハチフクハ撥梅欵 ハラヒル心ニ一説ニ揆ニアラス蜂ヲ 清少納言枕艸

子ニ鬚須ガ子ナル男ノシ井ツミタルトアリ

らんあざいこふらんあまご 券ニ

よりあうしすいあつあぬべし 由有ト云ニ

大覚寺のありあたるて流るるんがへるがたをうづねるるきこふ

大覚寺事 舊記云正子内親王淳和右承和七年十二月日入道依

令旨請嵯峨院為大覚寺之由奏狀見菅家御集應和四年二月

廿三日御記曰召九大臣於前諸寺別當參議重信朝臣為大覚寺別當

瀧殿事 古人叙云旧名所在大覚寺南云李部王記云延長八年於栖

霞寺清和才七親王周忌設講會云大納言及入礼大夫於瀧殿小新

堂院南堂講說了請大納言及入礼大夫於瀧殿小飲進水飯紫明抄云

舊名所全每瀧殿唯瀧与野ノ心ハオトラストヨムヘシ云今案古人此等

會叙共推量多ト聞ヘタリ唯泉殿ト云心大覚寺ノ瀧殿ニモ不劣面

白トニ詩瀧吼泉曝泉ナト作之每差異者ニ 大覚寺瀧古哥以下多

之四條大納言家集云嵯峨ノ大覚寺ニカリテコレカレ哥讀侍ケルニ讀侍ル

瀧ノ音ハ絶テ久シク成ヌト 後拾遺集云瀧殿ニテ赤染衛門アセシケルニハヤクソノハミルヘカリケル

名ユソナカレテナタキコヘケレ

西行集云大覚寺ノ瀧殿ノ石崗院へ被移テ跡ナク成ヌト聞テ見ニカリテ

赤染カイニタニカリテヨミケニナリ被思出テソノナリニテハムカシナリケム 小倉山

代黒當巖色 大覚寺泉落枕声為長卿東北院之渡殿之遣水ニ影

ヲ見テ讀侍泉ル紫式部カケミレハウキ我泪落添テ 作者已以遣水詠瀧

歎

るにのいたりもあつてつらんごんの 勞之何ノヨセモナクタテタルニ

はものかろぬたぐいうやうしく 本ノ終

誰ふらとてらわけとやうし 明石入道与明石巨年比同菴ニダニスニサリ

ケレハ誰カ態モ留シトイヘルニ一説ニ誰ニ寄テカ影ヲトムヘキトニ

らんあれをれまこと ミナレホノミナレソナレテハナレナハ

ありとてぬあぢかぶらよむりひて 有果ヌ命マツニ程計

あまのいこもうつくしよるゆりむむのやうめて 神よりほろふいふら

ちきこもるがりけり 夜光玉ニ 史記云尚有徑寸之珠照車前後各十

二乗云楚王臣階侯蛇ノ病ヲ愈シタリニ蛇七寸ノ玉ヲ合テ夜来テ恩ヲ

報シケリ階侯得此玉獻楚王夜中常有光明故名夜光玉 奥入ニ

有卞和玉不審

楚王有一玉名夜光昔楚臣階侯山行牧牛飼小

児一蛇打傷血流而沙中ニ卧シロヒテ命已ニ欲絶階侯是ヲ哀扶取水中  
向テ洗テ神菜ヲ水中ニ入テ活ル事ヲ得タリ後ニ彼蛇入水中ニ亡其蛇是  
海竜王子ニ後七寸玉ヲ含テ夜半向階侯與ニトス階侯之庭中ニ忽  
見有光ヲモテラ賊人來テ以火入テ照スト思ヘリ階侯即劔ヲ取テ向門立  
可動賊不見門見開一蛇子玉含立戸外階侯問云何者答云我ハ是  
海龍之子ニ變而蛇成テ草中遊キ時牛飼之小兒我ヲ傷命正欲死  
アヘリテ先生命扶神菜甘テ得生事故以玉欲報先生之恩徳云階侯  
得玉献楚王置玉殿上夜中常有光明故名夜光玉也

えらるるまきりやいいつ

去事有間敷也一説此浦得避間敷

えらるるまきりやいいつ

フカミチニワレヤミトハニ 野中ノ草ハニケリアヒニケリ

おやのあふうげやもづりめむこの

考經引詩云夙興夜寢黍稷所

生註云当夙興夜寢進徳脩業以無黍辱其父母

やぐそをばよつるうとてあつたもよこ

カリソメノ行帰路トソ思コシ  
ハテハカキリノカトテ成ケリ

みよやうりさこむらん

富貴不帰故郷如衣錦夜行

朱買臣傳上伊行叙貞入同ニ案之此心尚不叶可勘

てよむまうり人のあふうげやもづりめむこの

天人墮三途事勸文ニ天上之樂尽而  
帰三途心也トイヘリ案之此義前後スル牧都へ帰ヲ三途

ヲ出テ天上ニ生譬言々牧明石浦  
隱居之程ニツノ道之一時トイヘルニ從

天飯三途ニ墮スルト云ハ今ノ祝ノ折節頗不便如何天ニ生先三  
途ニ墮歟

さらぬわらひはゆふうごうりあふあど

世ノ中ニサラスワレノナクモカナ  
千代モトイヘル人ノコノタメ

まうりの人もあふうげやもづりめむこの

ホノくトアカシノ浦ノ朝霧ニ  
ニニカクレユク舟ヲシノ思フ 此哥ニ哀ト云詞ハナケレモ可有其心牧中古先達此哥

无常ト云或哀傷或叙致旅哥ナト思々ニ云リ義理甚深之故

かのこころに 彼山岸

いくつかりけふ林をめぐつ浮木もあてあうらん

槎植 張騫漢武帝之為使槎乗テ天漢之源究シ至孟津牛

女逢歸事ヲ思テ詠ル歎 文選云有十年三十歳経テ歸息

日本記云仁徳天皇御時駿河國大井川ニ二段成木流下ル見テ彼



あらのぐちあやしの

関伽具之

あらいうらげよ

三サコイハ荒磯ナニニ袖ヌレテ  
誰タメヒロフイケルカヒカモ

二葉のねをいまたのそくさぬむしさをむいひいさあえさすらん

さき結ぎうらやうめい

千世ツムトイハヒツメテニ姫松ノ  
根カミラメテニ宿ハワスレヌ

いさう井かまぐのこさくわをわがむもこのあつぐやねもかりり

小ニ日本記ヨ小井之早ノ一ハ過シト古今ニモ早クヌミ所ナトアリ

あつまこおれ

アレニテリ哀ヲ宿ナシヤ  
スミナム人ノ音信モセヌ

此ウタノ心歌唯亦哀ト詠タル一此物語ニ多シ

月毎の十四あつごもアノ日木こなるべきいざんかうのあつぐ

念仏りあごまひさうめをバ

十四日普賢十五日何弥陀晦日釈迦  
念佛常行三昧ニ云ニ勘文

めがしおほせしもさる

以廻文人ニ被仰心歌

さところややこのあつぐ

里ニ 里トヲミ人モスサメヌサクラ花  
イタクナワレソ我ニハヤサム

里トヲミイカニセヨトカクノ三ハ  
ニハニモ見子ハコヒニカルラム

此哥ノ心相叶歌

ばさけたらうらうらもくろりなりはりゆげいのせうまてこく

うりゆてがり

推古天皇十一年十二月始行冠位十二年春正月始

賜冠位於諸臣有差

是叙位始

天武天皇十一年六月丁卯男女始結髮

仍着漆紗之冠

八重立山いさうに清がくれはをこころざり

身ヲウツト人ニレヌ世ヲ尋コシ  
雲ノ八重立山ニヤハアラヌ

高光少將世ヲノカレテ横川ニ住泉比帝ヨリ

都ヨリ雲ノ八重立山ノ  
横川ノ水ハスミヨカルラム 御返事

九重ノ内ノ三常ニモヒシクテ  
雲ノ八重タツ山ハスミリシ

嶋カクレハ明石ニ若々トノ哥ノコロナリ

あまをむしのや

誰ヲカモシル人ニセニ高砂ノ  
松モムカシノ友ナラナクニ

わをれぬ人をも物ねら

今ニテハワスレヌ人ハ世ニモアラシ  
ヲカサニノ年ノヘヌレハ

山れけきいさうにゆげ

霜ノタテツユノスキコソヨハカラシ  
山ノニニキノヲレハカツチル

にらあつはあつさるまぎ

還郷食之

小鳥まうらぐりひきつけらむのえだる

小鳥付枝事ニ 數九羽下ヲ挾テ山菅若シハ細キカツラニテ付ルニ三宛當

所ヲ結分タレニ是ヲ山ツケト云ニ秋ニ限萩薄菊ノ枝ニモ付ニ延喜九年十

月十八日召雅示寮人於清涼殿前奏舞權中納言藤原朝臣著小鳥

於菊枝立階前奏云船木氏有進御誓宇治寶藏日記永觀年中朱

雀院へ奉ル小鳥萩枝一筋ニ雲雀五ラ馬尾ニテ鼻ヲトラシテ並ハ付ト云

云

西園法師ト云者ノ草ニ枝不可有云キ執シテ木ノ枝ト讀ケリ親行ニ逢テ様  
様ニ問答シ鼻ル由水原抄ニモ載之親行亦草枝乃支證トテ古今哥ニ  
此秋ノウユ玉ニヌカシトトハケヌ  
ヨシシ人ハ枝ナカラミヨ 亦六帖哥ニナヨ竹ニ枝サシカハスシノ薄  
夜ニセニニ元君ハタノミ 源重之哥ニモ  
夏カリノ萩ノ古枝ハ枯ニケリ  
ハレ井ル鳥ハ空ニマアルム 此物語ノ中ニモ夕顔ノ枝ヲ扇ニスエタルコトアリ野分  
卷ニ女郎花常夏ノ枝トアリ薰大将菊ヲ一枝折テナトオホクアリ  
ト云ケルヲ西園猶兼説セザリケルガ後ニ枝サシホルアサカホノ花ト云連哥  
而親行ニオチアハレテ永ク鎌倉ニ跡ヲ晦クシケリト云ニ案之兩人問答猶  
理不尽ニヤ惣シテ草ノ枝ナシト云免更ニ不可有事ニ和語ニハ自フツラシトケテキ  
雖有詩專鳥獸草木之名ヲ知ヲ用トスト云事モ每實事不可有夫  
犹草ノ枝ヲ作スル唐人ノ詩多シ折殘枝ナトスル菊ニモ作レリ其例不可  
勝計西園難是眼前有枝草每異論萩薄ナトハ現量ニ每枝物也  
仍萩ノ枝薄枝ト讀ル有作例ト云ハ可有其謂欵萩ノ古枝計ステタル  
フルクイ枝ニ似セタルナリハ事有秘説也

くふ六日れは物忌のあはれ日めく  
勸文云六日物忌事長神物忌之長神  
方違五日六日連續スル之云 九條右丞相記天慶七年正月七日  
二十一

庚辰太政大臣從二月廿八日至昨日合八箇日開門物忌仍已時參殿  
ニ案之若六箇日物忌欵如何死可勸ニ或説云御物忌ハ甲し兩日也六  
日物忌トハ伊勢恠異ハ幡恠異賀茂恠異各二日合六箇日欵ト云々  
つづのうげ 安天論曰桂花月之月中仙人有桂樹出トテ其初仙  
人足見ニ漸成形後桂樹生兼名苑云月中ニ有河川有水上桂樹高  
五百丈ニ

いづりひの森はくくろくろくまの志やうぢくろくろげね  
宇津保物語 カウラノ巻 云内大臣久敷參給ハヌコトヲ見候ニ右ノ大臣ノ給  
右大臣久敷ニイラヌカトノタニハ大臣桂川ノワタリニケフ有所ヲ持侍  
ノ給ヲ右近少將仲頼ニ是彼ノ桂ノ家ニモノシテウチノカタニトラセヨト仰  
給仲頼急歸ル一車ニテ行政助住之中將仲澄ノ侍從ナトノリテ桂ヘニ  
テ給カル程ニ少將久ウナリヌト最賢トテ急ハアヤカイ子リノウチキ一  
重袴具シタル女ノサウザク一下リカツテ給フ急參々異人々ハ留メ給テ  
遊明而勤テ歸給ニ同様成女ノサウゾクカツケ給

あふふむいしうとらうぢくろくろげね  
久聖ノ中ニオイトル里ナレハ  
ヒカリヲノミヲタノムヘラナル



皮淡路志事の紙にぼりて三つねらふりかきこねぼりきん

アハチニテアハトハルヤニ見シ月ノ  
近キヨヨヒハトエロカテカモ

古大赤少とあびくぬの御時みそむつやうつうまのつふ  
まうしんありし 此辨若光源氏元服之時又鴻臚館ニテ高藤人ニ達給

時ト有人欽故院之御時ムツニシクトアリオモカケ有由先達講之  
そのえとらちぬべりれど 古郷ハミシドモアラス斧ノ柯ノ  
クチニ所ソコヒシカリケル

かき取司の名をよと移りものぶともあどさうつゆめ  
近衛舍人隨身之神樂之人長彼等任之依テ神示之其駒ツイウ

セラレ也物ノフシハ色掌ニ神示之時サイハリ小サイハリ星朝倉次ニ  
其駒人長起舞此間内藏官人執足縮挿入長腰ニ

さうしぐー々まいそのこよあぞみぐれあうびて  
其駒マ我ニ草飼草ハトリカハ水ハトリカハニ 神樂其駒

つれいゝおとまりひなつたもくと 我ハト思アカト云心ニ紫上ニサル人ナシナリ  
ひるのこがよひいめそりふくうは 次生蛭兒雖已三歳而脚尚不

立四事本記 カツ免イカニ哀ト思ラニ  
三年ニナリヌ足タニシテ 朝綱御詠蛭子明石姫君三歳ニ

成ト云心ニ

いよけあげある志のけいこもあざむいさむるや  
着裳事ニシモツカタハ腰ツキニ紫上ニ裳ノ腰引結給事ニ

天川遠渡ニアラ子氏  
君カ舟出ハ年ニヨソテ 天川絶又物カラアラタニ  
年ノ渡月唯一夜ノミ

第十四 薄雲

八日サス峯ニメナ引ラウス雲ハ  
物オモフソテニ色ヤニカヘル

つゝさあはねはくくえんハてむを カリソメナル所ニ侍リケル女ニ心替ニケル男  
ノ爰ニテハカクヒニナキ所ナレハ心指ハ有ナカラエメチヨラストイヘリケレハ取ヲカテ

二千ケルニ見ヘサリケレハ女 宿カヘテ待ニモ見ヘス成ヌレハ  
ツラキ取ノオホクモ有カナ  
いふいひてうあぞまや ウラニテノ後サヘ人ノツラカラハ  
イカニ云テカ音ヲモナクヘキ

母のうらうらそそみくものほこをきこくわらわめ 朱雀院ハ延喜寺ナ  
一村上天皇第十四皇子ニテ御坐共此兩皇御母中宮温子昭宣公女

タリニ依テ即位有梟之西宮左大臣無明親王ナトハ才一ノ皇子ニテ賢才  
有シカ氏更衣肢成シ故ニ人臣ト成給シ心欽是等ノ例ヲ云ニヤ

加大納言のいもむとときありをくれ侍て更むりこいられ給ふ化  
ゆふこれむたのすめも 大鏡云三条院御時ニ后ニ奉ラントオホシケルヲ

チヨリハ大納言ノ娘ノ后ニタツレイナカリケレハ御父大納言ヲ贈太政大  
臣ナシテコソハ后ニタテサセ給シカト

かろみやまがられあていあにのんえんろあつむいひ  
光ニ 榮ニ 毎見ニ 見日本記  
カタチエソミマニカクレノクキナシ  
心ハナニサハナリナシ

あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
カクコヒムモノトハ兼テ思ニキ  
ココロノウラソニサシカリケル  
フカソキノ一歌

あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
御劔ニ不限男女調度ニ尼兒  
フカソキノ一歌  
御劔ニ不限男女調度ニ尼兒  
ノマカハハウコ  
ノマカハハウコ

あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
手襷ニ 見日本記  
見日本記  
古語拾遺ニ  
禪ニ一説云織成襷ニ  
和名多須岐ニ延喜神

あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
事式云表襷ニ 禪ニ一説云玉手纏トテ袍ノ上玉ヲ飾テ掛ニ  
北三

女ハ掛帯ト云是ヲ蜂ノ比礼蛇ノ比礼物ノ比礼ナト云ニユフタスキト云モ木綿  
ヲ纏トスルヲ云ニ古語拾遺云以蘿葛為手纏  
玉手襷カケヌ時ナク我コフト  
時雨ニ降バヌレツモコム  
御衣ノナカキマウナルモノナリ  
著袴ノ調度ニアリ

たこあきし様のハ七のいよあこいあきし  
たこあきし様のハ七のいよあこいあきし  
たこあきし様のハ七のいよあこいあきし  
古ニ フルメキ勿論歟  
本ノ終ニ

あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
あまはぎのほゆいよて  
津万左苗世那波安春毛左衿已之也  
久良比止曾乃不衿止  
女之末津多乎止万智聞久礼苗見天可戸利已牟也曾与也安春  
可于利已牟也曾与也已止於已曾安春止毛以波女乎千可太仁  
津万左苗世那波安春毛左衿已之也曾於与左安春毛左衿已之也

曾与也 催馬示呂楼人  
曾与也 催馬示呂楼人  
曾与也 催馬示呂楼人

水表ニ 日本記 遠方ニ 彼方ニ  
水表ニ 日本記 遠方ニ 彼方ニ  
ヲチカタク花モミルヘク白浪ノ  
セナハ夫ニ兄ニ日本記  
背男ニ一万葉ニ見タリ

ゆきてりあすをさねんか  
ゆきてりあすをさねんか  
ゆきてりあすをさねんか  
世中ハ夢ノワタリノ渡橋歟  
チ渡シツモノヲコソオモヘ

早来ニ 亦云 實来ニ 伊勢物語  
早来ニ 亦云 實来ニ 伊勢物語  
モツカヒサ子トアル人ト云實ト有人ト云心ニ

むきくんにくむとねぼふらぬ

薫欣 薫修之心

いふくすきたりとねほとけりあのことい

数奇欣

いたうひげせじして

不卑下

いまのりふもまじいよぶくぬ月日星のひかりんくせのたぶ

今日陰陽寮頭一人掌天文曆数風雲氣色謂天文

者日月五星二十八宿也曆數者曆計日月之度数而造曆授時也氣色

者風雲之氣色言以五雲之色視其吉凶候十二風氣知其妖祥

應和二年七月晦日黑雲氣一丈廣三尺許起坤巨良康保二年正月

五日白雲廣三尺許經天巨東西

みちののりぐぐぐ 諸道勘文

うつしざまふりりすくわう

現様欣現心 万葉 現人 日本記見

けはごりてはかうじなむら

聖武天皇神龜二年柀子從唐國來

植種結子 亦本草云柀子每毒云仍病者宜食欣

わんのゆいごんだくふくちのわらしろつらうまはつてふ

寛平二年勅九大臣源融関白事暫依病有觀事如故寛平遺誠云

九四

右大臣已薨言而每驗

ごごしやくものきこ入候うしてそとねぬまは

如煙尽燈滅 法花經 論衡曰人之死也犹火之滅也而燿不照人死而智

不慧

かうげよことよびて 豪家之 有千人 謂豪 亦高家史記註 鶡冠子曰德方

人者謂之俊徳千人者謂之豪徳百人者謂之英也

あし人あどあていといつみにくろわたりて物のいへなきまのち

村上御記曰天曆八年正月四日母后崩廿四日今朝撤尋常御簾改

懸蘆簾以鈍色細布以為端冒額

深草ノ野ヘノ楼シコノアラハ

こころがわりひひりこらあふ

推古天皇御代被置定僧綱

ほうむの傍を

天眼

たふふのやくうはゆん

何益

かまのいさめまもまもまんごんのふりき道とぶに真言秘密事

たふふまゆりもあにのくわうゆん

後悔欣

桃園式部卿宮爰

中務卿ト見エタリ御記云延喜元年十一月十六日九大臣奏式部卿親

王薨

天變ニ

堯湯負洪水大旱之責高宗成王有

雖雉迅風之變雖有小異不失大德及成王用事人或譖周公々々

勝之後致天下九黎乱德顛項征之既尅之後不失其治禁為暴虐而

戎朝廷喜聖代管家九遷事以下欽和漢先蹤不可勝計也

秦始皇ハ莊襄王之為子雖即位實始皇母太后嫪毐呂不韋ト云臣

一世源氏任官以後即位例

光仁天皇 元大納言 桓武天皇 元後五位上大孝 光孝天皇 元一品式部

宇多天皇 貞觀十二年賜源姓任侍從 式部卿是忠親王 元慶八年四月十二日

十二月廿九日立親王 和中三年為親王即位 賜源姓任中 中務卿兼明親王

元中納言後三位 貞元二年四月為親王 將後為親王 元源氏大藏卿正四位下

御位ソヒテハ一品事欽 寬弘八年八月九大臣藤原朝臣乘牛車

出入待賢門上東門ホ云 承平二年九大臣乘牛車出入上東門云

寬弘八年八月九大臣藤原朝臣乘牛車入待賢門上東門云

九傳云晋太子圍為質於秦將逃歸謂羸氏曰与子歸乎

對日子晋太子而辱於秦子之欲歸不亦宜乎寡君之使婢

子侍執櫛 婢子婦人之卑稱

百草ノヒモトクアキノユフクレニ

我思フ人ハ草バノウツユナレヤ

カクレハ袖ノニツソボツラム

つわふんをさげどもむすばいもしてやめぬことふみあらんゆり

一六條御休所事之今ノ夕ニサシツトハ若薄雲院事歎

をえり煙乃むもほくをほらん

ムスホレモエニケムリライカセム  
君タニユメヨナキキリヲ

このうごひろげさせ給て 于公高門事歎于公東海人子于定国字

曼倩家門之破タルヲ父子ニツクロヒケリ于公曰此門ヲ高ク大ニ駟馬

高蓋入ル程ニ可立我獄之為司行事隱徳多故我子孫必家可眞ス

云ケリサテ門ヲ大ニ高ク立渡シテ定國大臣成其子永御史大夫成

ニ梟 御史大夫ハ大納言ニ当ルニ彈正ヲ御史ト云今ノ心ニハ少可替歎

をちろしよは花のむのいきよまきく物あしと云ゆめりやもやそめ

紫よは秋の表とくらさきてわりのれ 晋石季倫居金谷春花滿

林作五十里錦障逢春不遊樂恐是無心人 示天作

万葉才一云天皇詔内大臣藤原朝臣競憐春山万花之艶秋山千葉

之彩時額田王以歌判之哥ニ 冬ニ凍成春去クレハナカサリニ鳥モキナ

キヌサカサリニ花モサケト山ヲモイリテモトラスクサフカニトリテモ見ヘ

ス秋山ノ木ノ葉ヲミテハ紅葉ヲハトリテソシノフアヲ葉ヲハラキテソナケ

クソコノウラミニ秋山ゾワレハ

いづきし時よよつけてらんねふはめめて 自古逢秋悲寂寥我言秋日

勝春朝 大方ノ秋ニ心ハヨセシカト  
花ニルトキハイウレトモナシ

春秋ニ思ミタレテロキカ子ツ  
時ニツケツウツルコノコハ 晋ハ之

あなをさすしゆづこや イツトテモコヒセラスハアラ子ト  
マキノエラハアヤシカリケリ

つがらんそわたりねね ヲラカラシ人ノタメニハツラクシテ  
ツラキハツラキモノトシラセム

いしこひ 苗ニ詩亦苗暢載

梅カ香ヲサクフノ花ニ句ハセテ  
ヤナキカ枝ニサカセテシカナ

女流のあまにんをせ給へりも教ふ夫のよそのあけぼの心

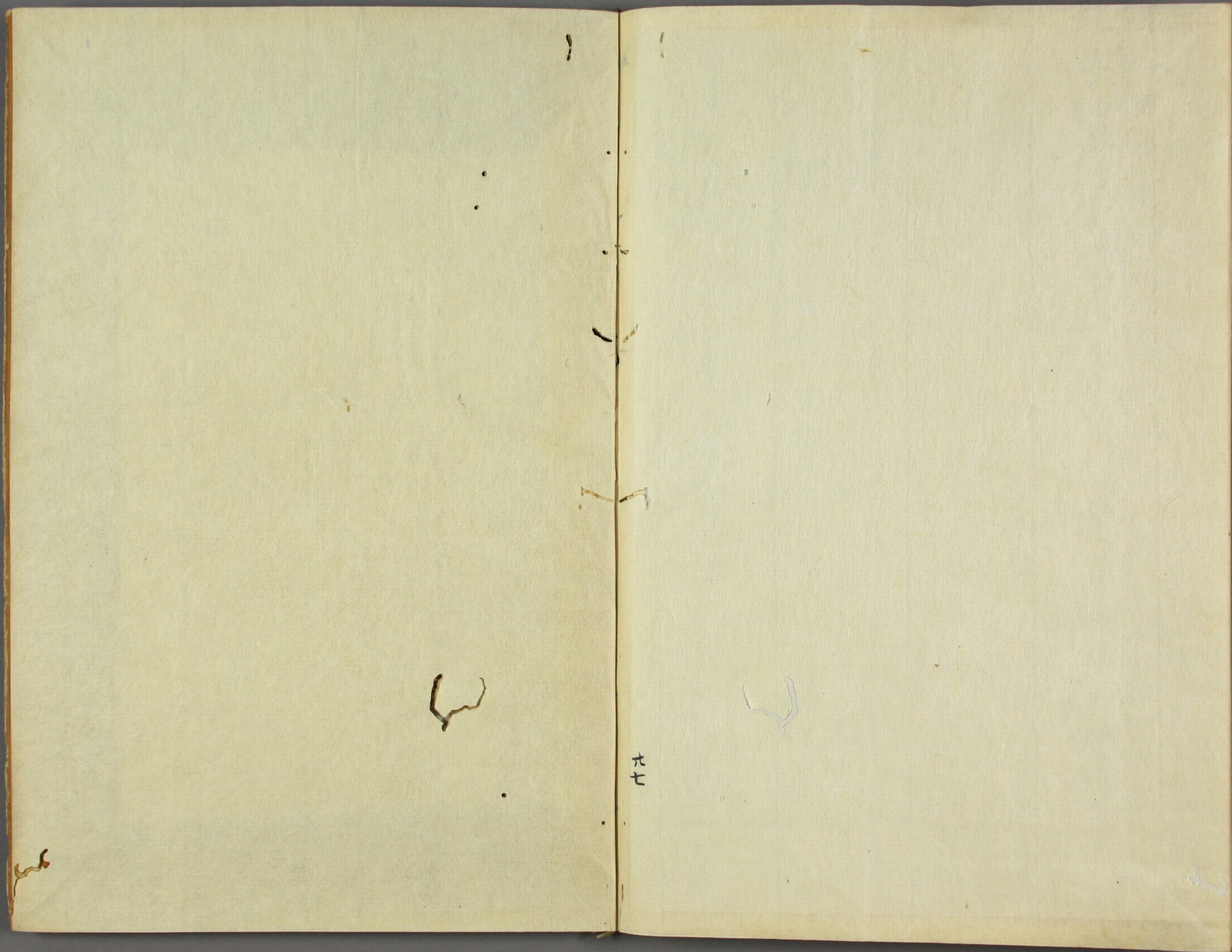
めあつるをこころりにこころあま 本ノ終ニ  
不祥ニ

いささやかげわをいねぬかり火ハ身のほろもやまきいねまらん

廻島ニ見日本記求食ニ見万葉 思キヤヒナノ別ニオトロヘテ  
アテナワタキイサリセトハ

たせうき物とわくしうねま

チカヘニ思ヘハ悲シ世ノ中ヲ  
誰ウキモノトシラセソメケム



1

1

•  
•

•  
•

W

W

W

W

W

•

•

W

W

